

「ウィズ・コロナ」の税制・政策について

2020.8.17 TK

A.社会生活と経済活動は、いつ「平常時」に復帰するのか？

- ①治療薬:発症しても「治る、または死なない」治療薬が最善・・・可能性低い
- ②ワクチン:ワクチンの開発と確保、国民大多数への予防接種・・・あと3年以上かかりそう
 - ⑦ワクチンの開発と確保までまだ半年、
 - ⑧2割は自然免疫持ち、残り1億人の半分の予防接種に2年(1日10万人×500日)？

B.「ウィズ・コロナ」の意味

※確かに、ワクチンの「3年先」まで経済は止められない＝ある程度、「罹患」し「死ぬ」。

できれば、「3年間の『コロナ推定自然死＝目標値』に近い水準」に死者数を抑えたい。

※あくまで、「コロナ克服までの間、国民生活が破壊されないための、経済活動の維持」であり、

「国民生活が最優先」なのは大前提である。

※その前提での経済活動では、企業も「生存・維持」が最大目的であり、「最大利潤」を目的とする期間ではない。

※「自然人の最優先」を前提に、「法人」の期間中利潤は、公共福祉のため社会還元に戻すべき。

C.対立点はどこにあるか

※資本側:「経済活動の方を優先せざるをえない」イデオロギー攻撃を始めている。

- ・「このままでは、コロナ死者よりも経済的自殺者の方が多くなる」
- ・「罹患することはもうしょうがない。死者数が増加しないことが重要」
- ・「経済の回復がこれ以上遅れると、日本は本当にひどいことになる」、等々。

※その本音は、「多少の犠牲があっても、資本の自己増殖を早期に回復させる」ことでしかない。

- ・スウェーデン的「社会免疫できるまで死んでも我慢」、ブラジルの「コロナの影響は風邪のよ
うなもの」に徐々に近づけようとしている。

※「ウィズコロナ期間」は、そうした「資本の論理優先」での経済運営は許さないこと、

「国民生活最優先のための『ウイズコロナ』」であることを、具体的に政策化する。

★目的:「経済は本来、国民生活のために利用されるべきもの」であることを定着させる。

ウイズコロナ期間終了後も、「経済活動の国家的利用」を常識化・常態化させること。

D.政府は、「克服までの期間」限定で、「経済的死者撲滅のための特別政策」を打つ。

<基本目標・理念:コロナ克服までの期間政策>

①政府の責任数値として、「目標死者数」(または罹患者数)を明らかにする。

② " 、「目標自殺者数」を明らかにする。

③「自然人優先のための法人の貢献」=「公共福祉のための私有財産制限」:B

<税制>・・・「法人」と「金融資産」が財源の柱、大きな課税。「企業利潤」は社会貢献に。

コロナ克服までの「政策財源」として、期間限定の「特別税制」。

㊦「コロナ対策法人負担税」の新設・・・いわゆる「内部留保課税」

※税負担能力ある法人に課税・・・「負担能力」を主に「内部留保額」で判定

・大きな「内部留保額」を基準とした課税

・政府への負債方式:有期限・期限内無利息方式

①法人税の一時的増額・・・旧税率以上 ⑦金融取引税の導入 ⑧金融資産税の導入

<政策>

㊦「公有化基金」創設。「倒産企業」の「公有化」による「協同組合経営」。

・主に「地方政府評価」で必要と判断する企業の救済

・「資産評価」と「将来性判断」で、「公有化基金」で買い上げ

・「公有」の後、「従業員への占有権付与・経営委託」:元所有者の社員化

・経営状況に応じた「税負担軽減:固定資産税・法人税等」

・「近隣関連業種の経営統合」

①地方政府での、希望者への「無償住環境提供」:「ハウジング・ファースト」

- ・「本人希望」最優先、「軽度審査」で受入:「不正」には罰則(後日請求)
 - ・「住居」だけではなく、「水道光熱」「家具」等を含む、「世帯種別の標準」提供
 - ・近隣自治体との調整協力
 - ・運営はNPOと協力
- ⑩失業者対策:積極的労働政策の拡充
- ・必要業種への「就業長期支援金」「受入企業長期支援金」(2~3年)
- ⑪「社会福祉事務所」職員の「大幅増員」・・・失業対策・「アウトリーチ」の徹底
- ・弱者への「訪問支援」の徹底・・・老人・介護・障害者・1人親世帯・DV防止
 - ・「生活保護対象世帯」への「訪問補足」・・・所得から対象者推定→訪問認定
 - ・子育て世帯への「訪問支援」
- ⑫「公有・協同組合占有方式」での「産業育成資金」の大幅投入・・・「失業対策」含む
- ・「公有化基金」から出資
 - ・主に地方政府所有、「経営委託」
- ⑬地方政府による、「土地・建物等の遊休資産」の「強制的借入」
- ・産業育成または住居として利用可能な個人的遊休資産の社会的活用
- ⑭中央・地方政府の情報システム統合のための「民間専門家会議」
- ・情報関連の専門家、IT企業主導:政府の個別部署権益から極力独立
- ⑮「金融情報」含む「マイナンバー制度」の優遇と完全実施
- ・「強制」によらない「マイナンバー徹底」
 - ・「金融情報」登録での、「諸納税額1割~2割軽減」等の優遇措置
 - ・高額資産家(一部中小企業者)の資産と所得の捕捉、行政の効率化、
- ⑯都市の「地方分散化」推進のための「分散化対策税」
- ・内閣府責任での「中央政府分散化計画」の策定
 - ・都市部「法人」への「分散化対策税」課税または「固定資産税上乘せ」による、「分散化基金」

- ・「分散化基金」による移転奨励金制度
- ・「経団連・中小企業団体と地方政府」との「分散化推進会議」の定期的実施

㊦休業要請給付金

- ・ある程度の抛出・・・「無担保での長期の無償融資」を基本とした方が現実的
- ・産業転換、㊦の「公有化」・㊦㊦㊦の失業対策に重点を置く
- ※「給付」の場合、「費目の多様さ」「給付水準算定の困難さ」「期間設定の困難さ」等、
「不透明・不平等」な政策となる可能性が高い。
- ※「平時でも不採算企業」「社会的必要性の疑わしい企業」まで「給付」対象となる可能性

★地方経済・・・北海道経済、について

- ※「人口減少・地方再生対策」としての、「地方政府」による「地方経済の共有化」促進
- ※「共有事業」の「協同組合による占有(委託)経営」
- ※①「地域住民の生活・インフラの維持」、と、②「地方経済圏維持のための核の確保」

①「地域住民の生活・インフラの維持」

- ・地域崩壊に大きな影響を与えているインフラの共有化
- ・その財源としての国家的税制の「再編成・再分配」、また「再生基金の創設」
- ・住宅、医療、教育、福祉、交通、通信等、関連事業の「共有化:民間資本買い上げ」
- ・運営は「労働協同組合」、「NPO法人」・・・「非営利運営」を原則
- ・財政面では地方政府がバックボーン。「期間利潤」は地方政府に還元

②「地方経済圏維持のための経済的核の公有化」

- ・住民の多数が生計を立てられる「経済の核」を、「地方政府が独占所有:民間買い上げ」
- ・農業なら「土地の共有」、漁業なら「漁業権の共有」・・・農協・漁協の「公社化」
- ・北海道ではさらに、観光業の「公有化」

★(追)北海道の「観光業の公有化」について

※北海道の観光業は、「道民全体の貴重な経済資源」・・・「公的な管理・活用」を行う

・北海道観光の「高い魅力度」は、「北海道の自然環境」「住民の環境共生的生活習慣」等、「北海道そのもの」で維持されている。その「道民の資源」は、民間企業の私的利用よりも「道内経済の維持拡大のための公的活用」、が優先されるべき。観光業の成果は、まず道民に還元する。

※コロナ禍(及び過去事例)で明らかになった諸点

①観光ニーズが本州や諸外国(インバウンド)という「外部条件」に基盤があり、「外部環境」に大きく左右される「不安定産業」であること。これを道民の主経済基盤にはできない。

※政治状況で「景況」が大きく振れる。・日韓問題、・日中問題での激減等。

※国内経済状況で「景況」が大きく振れざるをえない。・特に今後の長期的な回復遅滞

※特にコロナでの、㊦直近の「インバウンド激減」、㊧今後の回復遅延(当面回復なし)

②他方で、「不安定産業」にかなりの「道民の性格基盤:所得の確保」があり、「外部環境の影響」で道民の生活が大きく脅かされる危険」を持っていること。

③さらに、収入・所得面では観光業に大きく依存している一方で、「観光という産業自体は道民の生活実体にはほとんど関係がない」こと。

④結局、「収入・所得」を除けば、大きく振れる景況での失業・倒産問題をはじめ、「外部ニーズ」を満足させるために、道民の生活基盤を不安定化させている」産業であること。

※結論

㊦「外部ニーズ・収入・所得」としては大きなものがあり活用できる

㊧しかし、「不安定な観光業への依存は道民生活を不安定化」させている

㊨さらに「観光業自体は道民の現実生活にほとんど関係がない」 ……以上から、

★「観光業は北海道全体の経済資源として共有化」し、

(1)観光業の「果実を道民の現実生活改善の資源として活用」

(2)「公有観光事業とその従業員の安定性」は「公的に保障」する体制とする。